

資料 3

平成 26 年 1 月 23 日
福 祉 部
光が丘総合福祉事務所

地域包括支援センター（高齢者相談センター）の運営のあり方について

地域包括支援センター（以下「センター」という。）については、区市町村単位でサービスの充実とコーディネートが図られるよう平成 18 年の介護保険法の改正により制度が創設された。

練馬区においては、「高齢者相談センター」と呼称し、各総合福祉事務所にセンター（本所）を設置し、サブセンター（支所）と一体となって高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、本人や家族の状況等に応じて、様々な社会資源と連携を図りながら、地域の中で適切な介護・保健・医療・福祉サービスに繋げるなどの支援を行っている。設置以来 7 年余を経過し、相談件数の増加や区民の認知度も高まり、地域の身近な窓口として定着している。

一方、いわゆる団塊の世代が全て 75 歳以上となる平成 37 年を見据えて、現在、国において介護保険制度の見直しの議論が行われている。その中では、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保が基本的な考え方とされている。センターについては、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として、複合的に機能強化を図ることが求められている。

そこで、区におけるセンターの役割や課題を整理し、今後のセンターの運営のあり方や機能強化に向けた取り組みについて検討することとする。

1 社会保障審議会での意見

平成 25 年 12 月 20 日、社会保障審議会介護保険部会において「介護保険制度の見直しに関する意見」がとりまとめられた。センターについては、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、機能強化に向けて主な方向性が示されている。

(1) 人員体制

- ① 高齢化の進展、それに伴う相談件数の増加等を勘案し、センターに対する人員体制を業務量に応じて適切に配置
- ② 現在の業務に加え、地域ケア会議の推進、在宅医療・介護の連携強化、認知症施策の推進を図る中で、役割に応じた人員体制の強化を図ることが必要

(2) 業務内容の見直し

- ① 在宅医療・介護の連携強化、地域ケア会議、認知症施策の推進等を図る中で、地域の中で直営等基幹となるセンターや機能強化型のセンターを位置付けるなど、センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。
- ② 委託型センターに対して、市町村が提示する委託方針について、より具体的な内容を掲示することを推進し、行政との役割分担、業務内容を明確化

(3) 効果的な運営の継続

- ① センターがより充実した機能を果たしていくためには、運営に対する評価が必要
- ② 運営協議会等による評価の取り組み、P D C Aの充実等、継続的な評価・点検の取り組みを強化

2 区の現状

(1) 経緯

- ・平成 18 年度 地域包括支援センター設置【本所一直営 4 か所】
- ・平成 19 年度以降 サブセンター（支所）設置【委託 24 か所】
※平成 26 年度 1 か所増設予定

(2) 課題

- ① 相談・対応件数が増加。特に権利擁護や虐待対応事例の増加
- ② 包括的支援ネットワークの構築に向けた情報収集、関係機関との連携の充実強化
- ③ 認知症の早期発見と医療機関との連携の充実強化
- ④ 孤立高齢者・閉じこもり高齢者の把握の推進
- ⑤ 安定的な専門職の配置体制の確保

3 今後のセンターの運営の方向性

- ・今後のセンターでは、地域ケア会議の推進、在宅医療・介護の連携強化、認知症施策の推進など、現行の業務に加えて新たな事業が包括的支援事業として、センターが果たすべき役割に追加される予定である。人員体制については、業務量の増加や新たなセンターの役割を勘案したうえで、財源の確保を図りながら、適正な人員体制の配置および強化に向けて検討を進める。
 - ・業務内容および運営体制については、地域におけるきめ細やかな相談支援体制を継続するとともに、新たな課題に的確に対応していくため、安定的に知識・能力を備えた専門職を確保し、専門性をより発揮できる体制を構築する。
 - ・あわせて、センターの運営にかかる行政の責任と役割を明確化するとともに、行政専管事項である虐待対応にかかる措置や権利擁護にかかる成年後見区長申立などの権限を、相談支援の段階から迅速に行使できる体制を構築する。
 - ・効果的な運営については、運営協議会による取り組みの評価を継続的に実施するとともに、情報公表制度を活用し、センターの取り組みについて周知することも検討する。
- ⇒地域包括ケアシステム構築のための中核的機関として、区と地域の社会資源である社会福祉法人等が役割を分担しながら、多様な専門職や機能を活用することにより、高度化する区民ニーズへの対応力を高めていく。

《参考》 各区のセンター設置状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

- ・ 全て委託によるセンター

 - ⇒17 区

- ・ 直営のセンター（1 か所）と委託によるセンター

 - ⇒4 区（中央区・新宿区・墨田区・北区）

- ・ 直営のセンターとサブセンター（支所）

 - ⇒2 区

 - 品川区－直営センター（1 か所）とサブセンター（20 か所）

 - 練馬区－直営センター（4 か所）とサブセンター（24 か所）